

## 軽井沢町水道指定給水装置工事事業者指定の申請等に係る手続きについて

### 1. 指定の申請をするとき

- (1) 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）
- (2) 機械器具調書（様式第1別表）
- (3) 誓約書（様式第2）
- (4) 定款及び登記事項証明書（法人）または住民票の写し（個人）
- (5) 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）※  
※指定を受けた日から**14日以内**に届出してください。
- (6) 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状もしくは、技術者証の写し）
- (7) 指定更新手数料 1件につき10,000円（非課税）

### 2. 指定の更新をするとき

- (1) 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）
- (2) 機械器具調書（様式第1別表）
- (3) 誓約書（様式第2）
- (4) 定款及び登記事項証明書（法人）または住民票の写し（個人）
- (5) 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状もしくは、技術者証の写し）
- (6) 指定更新手数料 1件につき10,000円（非課税）
- (7) 指定を受けた際に交付された指定給水工事事業者証
- (8) 更新申請時に軽井沢町が確認する事項（4項目参考）

### 3. 以下**指定事項に変更等**があったとき

- (1) **事業所の名称及び所在地**  
(変更のあった日から**30日以内**に届出してください。)
  - ① 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）
  - ② 定款及び登記事項証明書（法人）または住民票の写し（個人）
  - ③ 指定を受けた際に交付された指定給水工事事業者証
- (2) **氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名**  
(変更のあった日から**30日以内**に届出してください。)
  - ① 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）
  - ② 定款及び登記事項証明書（法人）または住民票の写し（個人）
  - ③ 指定を受けた際に交付された指定給水工事事業者証
- (3) **法人にあっては役員の氏名**  
(変更のあった日から**30日以内**に届出してください。)
  - ① 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）
  - ② 誓約書（様式第2）
  - ③ 定款及び登記事項証明書
  - ④ 指定を受けた際に交付された指定給水工事事業者証※

※指定給水工事事業者証に記載された役員に変更があった場合のみ

(4) **主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号**

(変更のあった日から **30日以内**に届出してください。)

- ① 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 (様式第3)
- ② 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの (免状もしくは、技術者証の写し)

(5) **事業の廃止、又は休止するとき**

(変更のあった日から **30日以内**に届出してください。)

- ① 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書 (様式第11)
- ② 指定を受けた際に交付された指定給水工事事業者証

(6) **事業の再開するとき**

(事業再開の日から **10日以内**に届出してください。)

- ① 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書 (様式第11)